

住民投票制度について寄せられた意見と市民自治推進会議の考え方について（パブリックコメントの結果）

平成26年11月14日現在

意見提出期間 平成26年7月25日 ～ 平成26年 8月25日 （ 32 日間）
 平成26年8月26日 ～ 平成26年11月28日 （ 95 日間）

意見提出人数 8人

提出意見件数（項目） 24件 （24項目）

提出意見と市民自治推進会議の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
6	1	<p>(原文)・整理要約 有・無</p> <p>1 除外事項について 「市の権限に属さない事項」について ○ 例えば、IR（カジノ）誘致問題では、市長は経済団体とともに道知事に要請行動を行っている。にもかかわらず、市長選で「争点」になるまでは、市民の中にある反対意見が表面化しなかった。市民がこの問題で住民投票を要求しても、市の権限に属しないとされてしまうのではないか。</p> <p>○ 以前、震災がれきを受け容れようとしたが、この問題も厳密には市の権限とされていないと考えられる。「市の権限に属する事項」は曖昧で、住民投票を忌避する理由にされる余地が大きい。</p> <p>○ 例えば非核神戸方式を条例化した「非核都市条例」を制定し、米軍艦の核非搭載の証明書がなければ寄港を認めないよう求める署名を集める場合を考える。条例が制定されれば市の権限に属する事務となるわけだから、「非核都市条例」制定要求も住民投票の対象となると考えられる。原発も同様で、原発拒否条例のようなものの制定を求める署名ならば、住民投票の対象となりうるのではないか。</p>		

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
		<p>○ 小平市の都道建設反対の住民投票があったが、道道の建設反対のような問題において、「市の権限に属さない事項」だから対象外とされたら意見を反映させる場がなくなってしまう。一市内の道路について道民投票にいたる可能性はほとんどありえないのであり、市で住民投票を行うべきである。</p> <p>○ 以上の考察から、「市の権限に属さない事項」を対象から除外することは、合理的でないし、住民投票の意義を極度にせばめるものと考えます。</p> <p>○ また、現状の市民参加条例も市の一方的な解釈で運用され、種々の問題が生じています。第三者機関を設置して運用を監視しなければ、住民投票条例も市が都合よく解釈する可能性が強いと考えられます。</p>		
1		<p>(原文)・整理要約 有・無</p> <p>2 投票資格について 「永住外国人」という規定について</p> <p>○ 川崎市住民投票条例では「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの」に資格を与えています。考慮すべきではないでしょうか。</p>		

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
5		<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>3 住民投票の請求等</p> <p>(1) 投票資格者の4分の1の連署</p> <p>(2) 議会からの請求(定数の12分の1以上の提案で、過半数議決)</p> <p>(3) 市長自らの発議</p> <p>○ それぞれが、住民投票条例によりどんな変化が生じるかを考える。</p> <p>A 議員については、条例提案のためには地方自治法第112条第2項により12分の1以上の議員の提案が必要である。したがって、住民投票条例により発議する場合も、現状において議員提案で住民投票条例を制定して実施する場合も条件は変わらない。現状と変化はないということができる。</p> <p>B 市民については、現状では50分の1の署名を集めて、議会に制定を要求することができる。案では4分の1以上が必要だから、署名集めは現状より相当困難である。しかも、集まっても実施が保証されているわけではなく、「尊重」しても条例制定にいたらない可能性もある。しかし、住民投票が行われれば、その意義は大きく、議会はこれを無視しづらいものと思われる。ただ、4分の1が一人歩きして、50分の1の署名は簡単に否決し、4分の1集めれば考えようという姿勢にならないとも限らない。</p> <p>むしろ、人材さえいれば、市長選挙に候補を立てる方が市民の意思を実現する可能性が高いかもしれない。現状なら有権者の25%あれば当選可能圏内である。氏名住所を明らかにさせ、戸別訪問しなければ集まらない署名集めより、選挙運動の方が容易とも言える。</p>		

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
		<p>C 市長の場合は圧倒的に受益者である。現状ではどんなに頑張っても議会がノーと言えば住民投票は実施できない。しかし、この案であれば、たったひとりでやりたいと言えば、いつでも実施できることになる。しかも、市長は、市民はもちろん議員よりも遥かに発信力がある。ほぼ毎日のように新聞に出る市長の意見に市民が反対してもほとんど他の市民に届かない。市長の発進力と拮抗する発進力を持つには、数万円の支出をして新聞広告を毎日載せるくらいの資力が必要となろう。議会が決議を挙げた場合でも、よくて1日か2日記事に載る程度ではないか。</p> <p>D 以上のことから、市長だけが圧倒的に有利に変化すると考えられます。議会に発議権を持たせることはあまり意味がないでしょう。市長に発議権を与えると、住民投票乱用の可能性が出てくる。市長や議会の対立は現行の法律で行えばいいのであり、問題は市民の政治参加であるから、市民の発議だけ定めるのが本筋と考えます。</p> <p>E もともとが、市民の自治のための住民投票であり、市長や議会には法律で権限が持たされているのであって、発議権は市民だけにすべきです。特に、市長の発進力を考えると、市民との非対称性を是正する手段として考えるべきです。ますます市長の権限を強めるのは、むしろ危険と考えます。</p>		
1		<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>4 その他 「4分の1の署名」という要件について</p> <p>○ 議会としては、「住民投票したければ4分の1集めたらいい」と地方自治法による条例制定の直接請求を門前払いしやすくなる可能性もある。この条例の存在を理由に、法律による条例制定の直接請求を却下するべきではないと補足してもらいたい。</p>		

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1		<p>○ 〈住民投票立法フォーラム〉が作成した「住民投票に関する特別措置法」(住民投票法)の試案については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 投票資格者数が五十万以下の部分についてはその百分の十二 二 投票資格者数が五十万を超え百万以下の部分についてはその百分の八 三 投票資格者数が百万を超える部分についてはその百分の五 <p>としている。苫小牧市に置き換えると10%となる。参考にさせていただきたい。</p>		
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>住民投票は、市民の意志を確認するものであると考えられ、苫小牧市民として意志を表明する場合に、北海道や国、企業等様々な表明先が考えられます。その場合、苫小牧市の権限が属す属さないは関係ない事案でも必要が出てくると考えられ、権限を属すものに限定するべきではないと思います。</p> <p>苫小牧市の権限が属するものに限定するのであれば、議会の重要性が薄れてくる可能性も考えられます。市民の投票により選ばれた議員が議論する議会が正常に機能するのであれば住民投票制度の必要性も薄いのではと思います。</p> <p>ですので、苫小牧市の権限が属するものに限定するべきでないと思います。</p>		
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>○1/4の署名数はハードルが高すぎる。</p> <p>市長選の勝者の得票に合わせるのではなく、もう少しハードルを下げるべき。1/5～1/6が妥当と考えます。2010年市長選、沖田氏は2万8,668票でした。</p> <p>これは有権者の1/5にも届いていません。2014年市長選では岩倉氏は、約3万6千票。1/4です。投票率によりますが、1/4集まれば市長になれてしまうかもしれません。それほど高いハードルだということだと思います。いま一度答申前に議論していただきたいです。</p>		

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1		<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>○投票の対象事項の除外規定の「市の権限に属する事項」を、除外規定としないとする判断に、強く賛同します。</p> <p>※今回、会議として意見募集されたことは、素晴らしい取組だと思います。</p>		
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>この様な制度が出来る事を望んで居ります。</p>		
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>「3ヶ月以上市内に住めば投票出来る」とありますが、3ヶ月はあまりにも短すぎるかと思えます。 もう少し在住期間の延長が望ましいかと考えております。</p>		
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>1 私も問題が起こってからでは遅いので常設型住民投票条例が良いと思えます。また、全国の事例等を踏まえてどのような事項を対象にすべきかきめておく事は絶対に必要と思えます。 更に、プリントに記載の2・3・4についても提案のとおりで良いと思えます。</p>		
3	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>今回で3回目の街かどミーティングに参加させていただきました。一番楽しいミーティングの印象を持ちました。若い市職員方の熱の入った寸劇を使った説明は良いアイデアと思えました。住民投票の件ですが、投票前に署名を集める方々が事前に活動し(戸別訪問)等投票にどのような影響を与えるのだろうかーと不安になりました。市長選や市議選と同時に投票となった場合、戸別訪問をした際に、そちらの選挙活動にも全く関わらないと断言出来るのだろうかとか、公平さを保つことが出来るのかなど...疑問点ばかり目につきました。良い方向に行ってくれることを願っています。</p>		

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>とても分かりやすく良かったと思いますが身近かにある問題点など(道レベルも可)で真剣に考えられるものなどを例にあげて頂けるともっとこのことについて向き合えたかも知れません。</p> <p>まだまだ色々な機会を利用して訴えて裁ければと思います。</p> <p>小学生・中学生などにも考える場をつくって頂かないと民主主義の根幹であることや議論の大切さなどが理解できにくいと考えます。子どもたちにたくさん関心を持ってもらえるようにして頂きたいと念願しています。全市あげてとはいかなくても苫小牧に於いて住民投票制度をつくるこの時を生かして子供から大人まで意識を高めることも同時にして下さい。</p>		

反映 区分	提出された意見の反映状況	
A	意見を受けて案を修正したもの	<p>「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。</p> <p>なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき(個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等)や、その他正当な理由があるとき(提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等)は、その部分について除くことができます。</p>
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの	
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	
D	案に取り入れなかったもの	
E	案の内容についての質問等	